

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		過料処分
根拠法令(例規)及び条項		美唄市下水道条例第 30 条
法 令 (例 規) 番 号		
関 係 条 項		同条例第 6 条、第 7 条、第 15 条、第 17 条、第 19 条、第 24 条、第 28 条
所 管 課 係 名		上下水道課事業係
処 分 基 準	基 準	(罰則) 第 30 条 次の各号の一に該当する者に対しては、1 万円以下の過料を科する。 (1) 第 6 条の規定による確認を受けないで排水設備等の工事を実施した者 [第 6 条] (2) 第 7 条の規定に違反して排水設備等の新設等の工事を実施した者 [第 7 条] (3) 第 15 条及び第 18 条の規定に違反した使用者 [第 15 条] [第 18 条] (4) 第 17 条及び第 19 条の規定による届出を怠った者 [第 17 条] [第 19 条] (5) 第 24 条の規定による資料の提出を求められて、これを拒否し、又は怠った者 [第 24 条] (6) 第 28 条の規定による指示に従わない者 [第 28 条] (7) 前各号のほか、この条例の規定に基づく届出書、申請書又は資料で不実の記載のあるものを提出した者
	処分基準の未設定理由	㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考		意見陳述の手続—省略

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		過料処分
根拠法令(例規)及び条項		美唄市下水道条例第 31 条
法 令 (例 規) 番 号		昭和 61 年 6 月 21 日条例第 10 号
関 係 条 項		
所 管 課 係 名		上下水道課事業係
処 分 基 準	基 準	(罰則) 第 31 条 偽りその他不正な手段により使用料、占用料又は手数料の徴収を免れた者に対しては、その免れた金額の 5 倍に相当する金額(当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。)以下の過料を科する。
	処分基準の未設定理由	㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考		意見陳述の手続—省略

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		過料処分
根拠法令(例規)及び条項		美唄市下水道条例第 32 条
法 令 (例 規) 番 号		昭和 61 年 6 月 21 日条例第 10 号
関 係 条 項		地方自治法第 (昭和 22 年法律第 67 号) 231 条の 3 第 2 項 都市計画法第 75 条第 4 項
所 管 課 係 名		上下水道課事業係
処 分 基 準	基 準	(罰則) 第 32 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前 2 条の違反行為をしたときは、行為者に過料を科するほか、その法人又は人に対しても各本条の過料を科する。
	処分基準の未設定理由	㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考		意見陳述の手続—省略

不利益処分 of 処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		延滞金の徴収
根拠法令(例規)及び条項		美唄市個別排水処理施設条例第 23 条
法 令 (例 規) 番 号		平成 12 年 12 月 19 日条例第 32 号
関 係 条 項		地方自治法第 (昭和 22 年法律第 67 号) 231 条の 3 第 2 項 都市計画法第 75 条第 4 項
所 管 課 係 名		上下水道課 業務係
処 分 基 準	基 準	美唄市下水道事業受益者負担金条例第 11 条の準用 (延滞金の徴収、滞納処分等) 第 11 条 市長は、受益者が負担金を納期限までに納付しないときは、当該負担金に、その納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ年 14.5 パーセントの割合を乗じて計算した額の延滞金を徴収するものとする。 2 負担金に係る督促、延滞金の徴収、滞納処分等については、市税の例による。 3 市長は、受益者が納期限までに負担金を納付しなかったことについて、やむを得ない理由があると認めたときは、第 1 項の延滞金を減免することができる。
	処分基準の未設定理由	㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考		意見陳述の手続—省略

不利益処分 of 処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		延滞金の徴収
根拠法令(例規)及び条項		美唄市下水道事業受益者分担金条例施行規則第 3 条
法 令 (例 規) 番 号		平成 12 年 12 月 19 日条例第 37 号
関 係 条 項		地方自治法第 (昭和 22 年法律第 67 号) 231 条の 3 第 2 項 都市計画法第 75 条第 4 項
所 管 課 係 名		上下水道課 業務係
処 分 基 準	基 準	美唄市下水道事業受益者負担金条例第 11 条の準用 (延滞金の徴収、滞納処分等) 第 11 条 市長は、受益者が負担金を納期限までに納付しないときは、当該負担金に、その納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ年 14.5 パーセントの割合を乗じて計算した額の延滞金を徴収するものとする。 2 負担金に係る督促、延滞金の徴収、滞納処分等については、市税の例による。 3 市長は、受益者が納期限までに負担金を納付しなかったことについて、やむを得ない理由があると認めたときは、第 1 項の延滞金を減免することができる。
	処分基準の未設定理由	㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考		意見陳述の手続—省略

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		延滞金の徴収
根拠法令(例規)及び条項		美唄市下水道事業受益者負担金条例第 11 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号		昭和 61 年 6 月 21 日条例第 11 号
関 係 条 項		地方自治法第 (昭和 22 年法律第 67 号) 231 条の 3 第 2 項 都市計画法第 75 条第 4 項
所 管 課 係 名		上下水道課業務係
処 分 基 準	基 準	(延滞金の徴収、滞納処分等) 第 11 条 市長は、受益者が負担金を納期限までに納付しないときは、当該負担金に、その納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ年 14.5 パーセントの割合を乗じて計算した額の延滞金を徴収するものとする。 2 負担金に係る督促、延滞金の徴収、滞納処分等については、市税の例による。 3 市長は、受益者が納期限までに負担金を納付しなかったことについて、やむを得ない理由があると認めたときは、第 1 項の延滞金を減免することができる。
	処分基準の未設定理由	㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考		意見陳述の手続—省略

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		原状回復費用の徴収
根拠法令(例規)及び条項		美唄市下水道条例施行規則第 19 条
法 令 (例 規) 番 号		昭和 61 年 6 月 26 日規則第 16 号
関 係 条 項		同条例第 28 条
所 管 課 係 名		上下水道課事業係
処 分 基 準	基 準	(原状回復) 第 19 条 市長は、占有者が条例第 28 条の規定による原状回復をしない場合は、代って執行し、その費用を占有者から徴収することができる。 [条例第 28 条] 1 同条例第 27 条第 1 項の占有許可を受けた物件が、占有期間を満了したとき、またはその目的を廃止したときにおいて、原状に回復することが不適切な場合には、その措置について必要な指示をすることができる。 2 「原状に回復することが不適切な場合」とは、たとえば通路の供用を廃止したところの舗装した箇所をいう。
	処分基準の未設定理由	㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考		意見陳述の手続—省略

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		減免の取消し
根拠法令(例規)及び条項		美唄市下水道事業受益者負担金条例施行規則第 11 条の 2
法 令 (例 規) 番 号		昭和 61 年 6 月 26 日規則第 17 号
関 係 条 項		
所 管 課 係 名		上下水道課業務係
処 分 基 準	基 準	(減免の取消し) 第 11 条の 2 市長は、前条の規定による申請者が、虚偽の申請その他不正の行為により負担金の減免を受けたことを発見したときは、直ちにその者に係る減免の決定を取り消すものとする。
	処分基準の未設定理由	㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考		意見陳述の手続—省略

不利益処分処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		原状回復等の指示
根拠法令(例規)及び条項		美唄市下水道条例第 28 条
法 令 (例 規) 番 号		昭和 61 年 6 月 21 日条例第 10 号
関 係 条 項		同条例第 27 条第 1 項
所 管 課 係 名		上下水道課事業係
処 分 基 準	基 準	(原状回復) 第 28 条 前条第 1 項の占用の許可を受けた者は、占有期間が満了したとき、又はその目的を廃止したときは、当該占有物件を除去し、公共下水道を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不適當であると市長が認めたときは、その措置について必要を指示をすることができる。 1 同条例第 27 条第 1 項の占有許可を受けた物件が、占有期間を満了したとき、またはその目的を廃止したときにおいて、原状に回復することが不適切な場合には、その措置について必要な指示をすることができる。 2「原状に回復することが不適當な場合」とは、たとえば通路の供用を廃止したところの舗装した箇所をいう。
	処分基準の未設定理由	㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考		「公共下水道の占有等について」 (建設省都下北発第 11 号、建設省都市局課長回答) 意見陳述の手続—省略

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		指定の取消し等
根拠法令(例規)及び条項		美唄市下水道排水設備工事指定業者規則第 9 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号		平成元年 7 月 1 日規則第 20 号
関 係 条 項		同規則第 20 条第 2 項
所 管 課 係 名		上下水道課事業係
処 分 基 準	基 準	(指定の取り消し又は停止) 第 9 条 市長は、指定業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて指定の効力を停止することができる。 (1) 第 3 条に規定する要件を欠くとき。ただし、前条第 3 項の規定により承認を受けた場合を除く。 [第 3 条] (2) 関係法令、条例、規則に違反する行為があったとき。 [条例] (3) 工事に関して不正及び契約違反があったとき。 (4) 工事の指名をしても、正当な理由なくしてこれに応じないとき。 (5) 前各号のほか市長が指定業者として不適格と認めたとき。 同規則第 9 条各号のいずれかに該当する指定業者に対し指定を取消し、または指定の効力を停止することができる。 1 指定の取消 (1) 同規則第 9 条 1 号に該当した場合または営業を廃止した場合 (2) 指定業者（法人にあっては代表者）が禁治産者若しくは準禁治産者または破産者となった場合 (3) 同条第 2 号から第 4 号のいずれかに該当する場合で特に悪質であり指定業者として不適格と認められる場合 (4) 「不適格と認めるとき」とは個々具体的な事情に即して判断する。 2 指定の一時停止 (1) 同規則第 9 条第 2 号から第 5 号のいずれかに該当する場合 (2) 同条第 5 号の「不適格と認めるとき」とは、おおむね同規則第 20 条第 2 項の遵守すべき事項に違反した場合をいう。 (3) 停止期間は 10 日～6 か月とするが、どのような処分をするかは、個々具体的な事情に即して判断する。
		㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
	処分基準の未設定理由	
備 考		意見陳述の手続―聴聞又は弁明の機会の付与

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		除害施設の計画内容の変更命令
根拠法令(例規)及び条項		美唄市下水道条例第 16 条第 3 項
法 令 (例 規) 番 号		昭和 61 年 6 月 21 日条例第 10 号
関 係 条 項		同条例第 15 条 下水道法施行令第 9 条の 4 第 1 項
所 管 課 係 名		上下水道課事業係
処 分 基 準	基 準	(除害施設の設置等の届出) 第 16 条 前条の規定により、除害施設を新設、改築又は増築しようとする者は、あらかじめ、その計画について市長に届け出なければならない。 2 法第 12 条の 3 又は法第 12 条の 4 の規定による届出をしたときは、前項の規定による届出をしたものとみなす。 [法第 12 条の 3] [法第 12 条の 4] 3 市長は、前 2 項に規定する届出があった場合において、当該除害施設から公共下水道に排除される下水の水質が前条に定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から 60 日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出(前項の届出にあっては、第 1 項に規定する届出事項の部分に限る。)に係る計画内容の変更を命ずることができる。 4 第 1 項又は第 2 項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から 60 日を経過した後でなければ、その届出に係る除害施設を新設、改築又は増築してはならない。ただし、市長は、当該届出の内容が相当であると認めるときは、この期間を短縮することができる。 1 届出に係る計画内容において、当該除害施設から同条例第 15 条の規準に適合しない下水が排出されるおそれがあるときは、届出を受理した日から 60 日以内の変更を命じることができる。 2 どのような場合に、どのような内容の命令を発するかは、個々具体的な事情に即して判断する。
	処分基準の未設定理由	㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの

備考	事業場排水指導指針（日本下水道協会 発行） 意見陳述の手続—弁明の機会の付与
---------------	--

不利益処分 of 処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		責任技術者の登録の取消し等
根拠法令(例規)及び条項		美唄市下水道排水設備工事指定業者規則第 19 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号		平成元年 7 月 1 日規則第 20 号
関 係 条 項		
所 管 課 係 名		上下水道課事業係
処 分 基 準	基 準	(登録の取り消し等) 第 19 条 市長は、責任技術者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めてその登録の効力を停止することができる。 (1) 条例又はこの規則に違反したとき。 [条例] (2) 成年被後見人若しくは被保佐人となったとき又は破産の宣告を受けたとき。 (3) 登録期間内に 1 年以上排水設備工事に従事することが困難であると市長が認めたとき。 (4) 業務に関し、不誠実な行為がある等、市長が責任技術者として不適当と認めたとき。 責任技術者が同規則第 19 条各号のいずれかに該当した場合、その登録を取消し、または期間を定めその効力を停止することができる。 1 登録の取消し (1) 同条第 1 号に該当し、特に悪質と認められる場合 (2) 同条例第 2 号に該当した場合 2 登録の一時停止 (1) 同条例第 3 号に該当した場合、この場合の停止期間は従事できない期間とする (2) 同条第 1 号及び第 4 号に該当した場合 (3) 上記の停止期間は、10 日～6 か月とするがどのような処分を行うかは、個々具体的な事情に即して判断する。
	処分基準の未設定理由	㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの

備 考	意見陳述の手続—聴聞又は弁明の機会の付与
--------	----------------------

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		督促
根拠法令(例規)及び条項		美唄市下水道事業受益者負担金条例施行規則第 3 条
法 令 (例 規) 番 号		平成 12 年 12 月 19 日条例第 37 号
関 係 条 項		都市計画法第 75 条第 3 項 美唄市税条例第 22 条の 2
所 管 課 係 名		上下水道課業務係
処 分 基 準	基 準	美唄市下水道事業受益者負担金条例第 11 条の準用 (延滞金の徴収、滞納処分等) 第 11 条 市長は、受益者が負担金を納期限までに納付しないときは、当該負担金に、その納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ年 14.5 パーセントの割合を乗じて計算した額の延滞金を徴収するものとする。 2 負担金に係る督促、延滞金の徴収、滞納処分等については、市税の例による。 3 市長は、受益者が納期限までに負担金を納付しなかったことについて、やむを得ない理由があると認めたときは、第 1 項の延滞金を減免することができる。
	処分基準の未設定理由	㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考		意見陳述の手続—省略

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		督促
根拠法令(例規)及び条項		美唄市下水道事業受益者負担金条例第 11 条第 2 項
法 令 (例 規) 番 号		昭和 61 年 6 月 21 日条例第 11 号
関 係 条 項		都市計画法第 75 条第 3 項 美唄市税条例第 22 条の 2
所 管 課 係 名		上下水道課業務係
処 分 基 準	基 準	(延滞金の徴収、滞納処分等) 第 11 条 市長は、受益者が負担金を納期限までに納付しないときは、当該負担金に、その納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ年 14.5 パーセントの割合を乗じて計算した額の延滞金を徴収するものとする。 2 負担金に係る督促、延滞金の徴収、滞納処分等については、市税の例による。 3 市長は、受益者が納期限までに負担金を納付しなかったことについて、やむを得ない理由があると認めたときは、第 1 項の延滞金を減免することができる。
	処分基準の未設定理由	㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考		意見陳述の手続—省略

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		督促
根拠法令(例規)及び条項		美唄市個別排水処理施設条例第 23 条
法 令 (例 規) 番 号		平成 12 年 12 月 19 日条例第 32 号
関 係 条 項		都市計画法第 75 条第 3 項 美唄市税条例第 22 条の 2
所 管 課 係 名		上下水道課業務係
処 分 基 準	基 準	美唄市下水道事業受益者負担金条例第 11 条の準用 (延滞金の徴収、滞納処分等) 第 11 条 市長は、受益者が負担金を納期限までに納付しないときは、当該負担金に、その納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ年 14.5 パーセントの割合を乗じて計算した額の延滞金を徴収するものとする。 2 負担金に係る督促、延滞金の徴収、滞納処分等については、市税の例による。 3 市長は、受益者が納期限までに負担金を納付しなかったことについて、やむを得ない理由があると認めたときは、第 1 項の延滞金を減免することができる。
	処分基準の未設定理由	㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考		意見陳述の手続—省略

不利益処分 of 処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		負担金の繰上徴収
根拠法令(例規)及び条項		美唄市下水道事業受益者負担金条例施行規則第 12 条
法 令 (例 規) 番 号		昭和 61 年 6 月 26 日規則第 17 号
関 係 条 項		
所 管 課 係 名		上下水道課業務係
処 分 基 準	基 準	(繰上徴収) 第 12 条 市長は、既に負担金の確定した受益者が次の各号の一に該当する場合においては、納期限前であっても負担金を繰り上げて徴収することができる。 (1) 税その他の公課について滞納処分が開始されたとき。 (2) 受益者である法人が解散したとき。 (3) 不正の手段により負担金の徴収を免れようとしたとき。 2 市長は、前項の規定に基づき繰上徴収するときは、その旨を当該受益者に対して下水道事業受益者負担金繰上徴収通知書(様式第 9 号)により通知するものとする。 [様式第 9 号]
	処分基準の未設定理由	㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考		意見陳述の手続—省略

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		分担金の徴収
根拠法令(例規)及び条項		美唄市個別排水処理施設条例第 16 条
法 令 (例 規) 番 号		平成 12 年 12 月 19 日条例第 32 号
関 係 条 項		都市計画法第 75 条第 1 項 美唄市下水道事業受益者負担金条例第 7 条
所 管 課 係 名		上下水道課 業務係
処 分 基 準	基 準	美唄市下水道事業受益者負担金条例第 7 条の準用 (負担金の賦課及び徴収) 第 7 条 市長は、前条の公告の日現在における当該公告のあった賦課対象区域内の土地に係る受益者ごとに、第 5 条の規定により算出した負担金の額を定め、これを賦課するものとする。 [第 5 条] 2 負担金の賦課は、前条の公告の日の翌日から起算して 5 年を経過した日以後においては、することができない。 3 市長は、第 1 項の規定により負担金の額を定めたときは、遅滞なく当該負担金の額及びその納付期日等を受益者に通知しなければならない。 4 負担金は、4 年に分割して徴収するものとする。ただし、受益者が一括納付の申出をしたときはこの限りでない。
	処分基準の未設定理由	㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考		意見陳述の手続—省略

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		負担金の徴収
根拠法令(例規)及び条項		美唄市下水道事業受益者負担金条例施行規則第 3 条
法 令 (例 規) 番 号		平成 12 年 12 月 19 日条例第 37 号
関 係 条 項		都市計画法第 75 条第 1 項 美唄市下水道事業受益者負担金条例施行規則第 7 条
所 管 課 係 名		上下水道課 業務係
処 分 基 準	基 準	美唄市下水道事業受益者負担金条例施行規則第 7 条の準用 (負担金の賦課及び徴収) 第 7 条 市長は、前条の公告の日現在における当該公告のあった賦課対象区域内の土地に係る受益者ごとに、第 5 条の規定により算出した負担金の額を定め、これを賦課するものとする。 [第 5 条] 2 負担金の賦課は、前条の公告の日の翌日から起算して 5 年を経過した日以後においては、することができない。 3 市長は、第 1 項の規定により負担金の額を定めたときは、遅滞なく当該負担金の額及びその納付期日等を受益者に通知しなければならない。 4 負担金は、4 年に分割して徴収するものとする。ただし、受益者が一括納付の申出をしたときはこの限りでない。
	処分基準の未設定理由	㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考		意見陳述の手続—省略

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		負担金の徴収
根拠法令(例規)及び条項		美唄市下水道事業受益者負担金条例第 7 条第 4 項
法 令 (例 規) 番 号		昭和 61 年 6 月 21 日条例第 11 号
関 係 条 項		都市計画法第 75 条第 1 項 美唄市下水道事業受益者負担金条例施行規則第 7 条
所 管 課 係 名		上下水道課業務係
処 分 基 準	基 準	(負担金の賦課及び徴収) 第 7 条 市長は、前条の公告の日現在における当該公告のあった賦課対象区域内の土地に係る受益者ごとに、第 5 条の規定により算出した負担金の額を定め、これを賦課するものとする。 [第 5 条] 2 負担金の賦課は、前条の公告の日の翌日から起算して 5 年を経過した日以後においては、することができない。 3 市長は、第 1 項の規定により負担金の額を定めたときは、遅滞なく当該負担金の額及びその納付期日等を受益者に通知しなければならない。 4 負担金は、4 年に分割して徴収するものとする。ただし、受益者が一括納付の申出をしたときはこの限りでない。
	処分基準の未設定理由	㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考		意見陳述の手続—省略

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		負担金の徴収猶予の取消し
根拠法令(例規)及び条項		美唄市下水道事業受益者負担金条例施行規則第 10 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号		昭和 61 年 6 月 26 日規則第 17 号
関 係 条 項		同規則第 7 条、第 10 条第 2 項 都市計画法第 75 条第 1 項
所 管 課 係 名		上下水道課業務係
処 分 基 準	基 準	(徴収猶予の取消し) 第 10 条 市長は、前条の規定による徴収猶予の期間中であっても、受益者の猶予条件の変更又は消滅により、その徴収猶予を継続することが適当でないと認めたときは、その徴収猶予を取り消し、徴収猶予に係る負担金を一時に徴収することができる。 2 市長は、前項の規定により、徴収猶予を取り消したときは、当該受益者に下水道事業受益者負担金徴収猶予取消通知書(様式第 6 号)により通知するものとする。 [様式第 6 号]
	処分基準の未設定理由	㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考		意見陳述の手続—省略

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		過料処分
根拠法令(例規)及び条項		美唄市工業用水道事業条例第 31 条
法 令 (例 規) 番 号		
関 係 条 項		同条例第 30 条第 1 項第 1 号
所 管 課 係 名		上下水道課業務係
処 分 基 準	基 準	第 31 条 市長は、使用者が不正の行為により料金等の徴収を免れたときは、徴収を免れた金額を徴収するほか、その金額の 5 倍に相当する金額(当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。)以下の過料を科することができる。
	処分基準の未設定理由	㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考		意見陳述の手続―聴聞

不利益処分 of 処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		過料処分
根拠法令(例規)及び条項		美唄市給水条例第 50 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号		平成 10 年 3 月 25 日条例第 14 号
関 係 条 項		同条例第 4 条第 1 項、第 24 条第 2 項、第 25 条第 1 項、第 40 条第 1 項
所 管 課 係 名		上下水道課業務係
処 分 基 準	基 準	第 50 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5 万円以下の過料を科することができる。 (1) 第 4 条第 1 項の規定による承認を受けないで、給水装置を新設、改造又は撤去した者 (2) 正当な理由がなくて、第 45 条及び第 46 条の規定による給水の停止を拒み又は妨げた者 (3) 第 25 条第 1 項の規定による給水装置の管理義務を著しく怠った者 (4) 料金又は第 40 条の手数料を除く手数料(以下本条において「料金等」という。)を免れようとして詐欺その他不正な行為をした者 (5) 第 24 条第 2 項の規定による許可を受けないで、消火栓を使用した者
	処分基準の未設定理由	㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考		意見陳述の手続—聴聞

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		過料処分
根拠法令(例規)及び条項		美唄市給水条例第 50 条第 2 項
法 令 (例 規) 番 号		平成 10 年 3 月 25 日条例第 14 号
関 係 条 項		同条例第 50 条第 1 項第 4 号
所 管 課 係 名		上下水道課業務係
処 分 基 準	基 準	第 50 条 2 市長は、詐欺その他不正の行為によって、料金等の徴収を免れた者に対し、当該料金等を認定して徴収するほか、徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額(当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。)以下の過料を科することができる。
	処分基準の未設定理由	㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考		意見陳述の手続—聴聞

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		指定の取消し
根拠法令(例規)及び条項		美唄市指定給水装置工事事業者規程第 7 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号		平成 10 年 3 月 25 日条例第 14 号
関 係 条 項		同規程第 4 条、第 10 条、第 12 条、第 15 条、第 16 条 水道法第 25 条の 11 第 1 項
所 管 課 係 名		上下水道課業務係
処 分 基 準	基 準	第 7 条 市長は、指定給水装置工事事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第 4 条の指定を取り消すことができる。 (1) 不正の手段により第 4 条の指定を受けたとき。 (2) 第 4 条各号に適合しなくなったとき。 (3) 前条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。 (4) 第 10 条各項の規定に違反したとき。 (5) 第 12 条に規定する給水装置工事業の事業の運営に関する基準に従った適正な事業の運営をすることができないと認められるとき。 (6) 第 15 条の規定による市長の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。 (7) 第 16 条の規定による市長の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。 (8) その施行する工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれがあるとき。
	処分基準の未設定理由	㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考		意見陳述の手続—聴聞

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		指定の停止
根拠法令(例規)及び条項		美唄市指定給水装置工事事業者規程第 8 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号		平成 10 年 3 月 25 日条例第 14 号
関 係 条 項		同規程第 4 条、第 7 条、第 10 条、第 12 条、第 15 条、第 16 条 水道法第 25 条の 11 第 1 項
所 管 課 係 名		上下水道課業務係
処 分 基 準	基 準	第 8 条 前条各号に該当する場合において、指定給水装置工事事業者にしん酌すべき特段の事情があるときは、市長は、指定の取消しに替えて、6 月を超えない期間を定め指定の効力を停止することができる。
	処分基準の未設定理由	㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考		意見陳述の手続―聴聞

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		過料処分
根拠法令(例規)及び条項		美唄市工業用水道事業条例第 30 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号		昭和 55 年 12 月 20 日条例第 17 号
関 係 条 項		
所 管 課 係 名		上下水道課業務係
処 分 基 準	基 準	第 30 条 使用者が、次の各号の一に該当するときは、市長は給水を停止することができるほか 1 万円以下の過料を科することができる。 (1) 料金等の徴収を免れようとして不正の行為をしたとき。 (2) 正規の手続きを経ないで工事を行い、又は給水施設を使用したとき。 (3) 給水を工業以外の用に供し、又は販売したとき。 (4) みだりにメーター又は仕切弁を操作したとき。 (5) 前各号のほか、この条例の規定に基づく処置等に違反したとき。
	処分基準の未設定理由	㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考		意見陳述の手続—聴聞